

**議案第88号関連資料**  
**明石市職員定数条例の一部を改正する条例(案)の概要**

市立明石商業高等学校及び市立幼稚型認定こども園の体制充実を図るため、教育委員会の職員定数を改めようとするものです。

**1 職員定数の改正案**

現行の「教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校園その他の教育機関の職員」の定数を、360名から370名へ改正します。(10名増)

**2 改正理由**

- (1) 市立明石商業高等学校の充実  
市立明石商業高等学校において、令和6年度に創設する福祉科に必要な教員を配置します。
- (2) 市立幼稚園型認定こども園の充実  
令和6年度の市立幼稚園全園の幼稚園型認定こども園への移行に伴い、必要な職員を配置します。

**3 施行期日**

令和6年4月1日

<部局ごとの職員定数(案)>

事務部局名	令和5年4月1日				定数増 (B)	改正後 定数 A+B
	正規等 (ア)	除外数 (イ)	対象数 (ウ) アーイ	現行定数 (A)		
市長事務部局	1,379	△ 52	1,327	1,360		1,360
(うち社会福祉事務所)	(88)	(△ 3)	(85)	(110)		(110)
水道局	49		49	60		60
議会局	15	△ 2	13	16		16
選挙管理委員会事務局	8		8	8		8
監査事務局	9		9	11		11
公平委員会事務局			0	0		
農業委員会事務局	5		5	5		5
教育委員会事務局・学校園	363	△ 11	352	360	<b>10</b>	370
消防局	248	△ 12	236	264		264
合計	2,076	△ 77	1,999	2,084	<b>10</b>	2,094

※ 正規等・・・正規職員、任期付及び再任用フルタイム勤務職員  
除外数・・・国・県及び関係団体への派遣職員、育児休業中の職員等